

令和 7 年 3 月 31 日

各位

神戸市行財政局契約監理課

本市工事請負契約にかかる契約保証金の取り扱い改正について（お知らせ）

記

請負金額 1,000 万円以上かつ工期 30 日以上工事請負契約を対象に、請負金額（税込）の 3/100 以上（低入札価格調査を経た契約、特定調達契約は 10/100 以上）の契約保証金の納付、又はそれに代わる保証を求めています。この度、契約保証金の取り扱いを、下記のとおり改正いたしますので、お知らせいたします。

1. 対象となる契約

神戸市行財政局契約監理課が発注する工事請負契約のうち、令和 7 年 4 月 1 日以降に契約（変更契約を含む。）を締結する案件。

2. 当初契約時の取り扱い

納付・保証方法	納付・保証金額	保証期間
現金	請負金額（税込）の 3/100 以上	—
契約保証（前払金保証事業会社）	（低入札価格調査を経た契約、特定調達契約は 10/100 以上）	契約締結予定日から <u>工期末日</u> まで
履行保証保険	・履行保証保険は、 <u>定額てん補特約を付帯すること。また、保険責任の始期および終期に関する特約を付帯しないこと。</u>	
公共工事履行保証		
銀行等保証		

※前払金保証事業会社の契約保証、履行保証保険、公共工事履行保証、銀行等保証は、工期末に 1 か月を加えた期間の保証を不要とします。

3. 変更契約時の取り扱い

（1）工期延長の場合

納付・保証方法	納付・保証手続	保証期間
現金	<u>不要</u>	—
契約保証（前払金保証事業会社）	・納付・保証方法が現金以外の場合は、各金融機関に異動を告知すること。	
履行保証保険		
公共工事履行保証	<u>必要</u>	変更契約後の <u>工期末日</u> まで
銀行等保証	・変更契約日より 10 開庁日以内に 変更後の証券・証書を提出すること。	

※前払金保証事業会社の契約保証、履行保証保険は、本市への証券・証書の提出は不要ですが、各金融機関への異動の告知は行ってください。

(2) 設計変更の場合

納付・保証方法	納付・保証手続	
	請負金額 <u>2割超</u> かつ <u>1,000 万円</u> <u>以上</u> の増額	請負金額 <u>2割以下</u> または <u>1,000 万円未満</u> の増額
現金	<u>必要</u>	<u>不要</u>
契約保証（前払金保証事業会社）	・納付・保証金額は変更契約後の請負金額（税込）の 3/100 以上（低入札価格調査を経た契約、特定調達契約は 10/100 以上）に達するまで。 ・<u>現金</u>の場合は、変更契約日より 10 開庁日以内に納付を行い、金融機関の領収印がある納付書写しを提出すること。 ・<u>現金以外</u>の場合は、変更契約日より 10 開庁日以内に変更後の証券・証書を提出すること。	・納付・保証方法が現金以外の場合は、各金融機関に異動を告知すること。
履行保証保険		
公共工事履行保証		
銀行等保証		

※現金納付の場合は、本市で納付書を発行しますので、お申し出ください。

※工事完成前の精算変更契約は、金額によらず追加での納付・保証を不要とします。

※設計変更に伴い追加で納付・保証を行った場合は、以後、変更契約後の請負金額を基準に 2割超かつ 1,000 万円以上となった場合に追加の納付・保証を求めます。(下記例を参照)。

(例) 当初契約の請負金額が 6,000 万円の場合

- ・ 第1回変更 1,000 万円増額（変更後請負金額 7,000 万円）

当初契約の請負金額 2割超の増額に該当しない。

⇒ 追加の納付・保証は「不要」

- ・ 第2回変更 500 万円増額（変更後請負金額 7,500 万円）

当初契約の請負金額 2割超かつ 1,000 万円以上の増額に該当する。

⇒ 追加の納付・保証は「必要」

- ・ 第3回変更 1,200 万円増額（変更後請負金額 8,700 万円）

第2回変更契約後の請負金額 2割超の増額に該当しない。

⇒ 追加の納付・保証は「不要」

- ・ 第4回変更 1,000 万円増額（変更後請負金額 9,700 万円）※工事完成前の精算変更契約
工事完成前の精算変更契約のため、追加の納付・保証は「不要」

(問い合わせ先)

神戸市行財政局契約監理課

工事契約担当

TEL : 078-322-5147